

中部障がい者水泳連盟団体登録について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は障害者スポーツの振興並びに、本連盟の事業推進につきまして、格別のご理解とお力添えを賜り深く感謝しております。

26年度の連盟登録について、関係資料を添えてご案内申し上げます。
つきましては、下記の事項・同封資料にご注意の上、必要書類を連盟事務局までご返送下さい。

記

1. 送付資料

- 1) 登録団体・個人名簿について
 - ・登録名簿用紙
 - 2) 連盟に郵送する団体・個人登録申込書と団体・個人登録名簿は、コピーをとって代表者、又は連絡責任者が保管して下さい。
 - 3) 同封（関連）書類
 - ・登録要領
 - ・団体・個人登録申込書（新規用）
 - ・選手登録一覧表
 - ・身体障害者水泳連盟からの書類・新規・追加用紙
 - ・日本知的障害水泳連盟の要綱・新規・追加用紙
 - ・賛助金お願い要項
- ※ 未記入の箇所は記入し、訂正箇所は赤字で直して提出をお願いします。

2. 送金方法

- 1) 郵便振込 記号 12100 番号 76898951 中部障がい者水泳連盟

3. 送付先

中部障がい者水泳連盟 事務局

☎474-0027 愛知県大府市追分町 2-334 黄金ビル 103

事務局 志賀 真弓

TEL 0562-85-1738 FAX 0562-85-1299

携帯 090-9911-1665 Eメール piisu-sc@ceres.ocn.ne.jp

4. 登録の要件

1) 資格

身体障害者、愛護、療育手帳所持者、(内部障害者の場合は主治医の許可要)

注：登録に関して年齢の制限はありませんが、関連の大会に参加する場合、大会要綱等で下限が設けられることがあります。

2) 中部障がい者水泳連盟への登録料

団体登録 ￥3.000 会員1名につき2.000円×会員数

(1名でも団体登録は出来ます。団体登録費3.000円が必要です。)

3) 個人で登録を希望される方の登録料

個人登録 ￥2.000

4) (一社) 日本身体障がい者水泳連盟に登録する方

団体登録料 ￥10.000

(1名でも団体登録は出来ます。団体登録費10.000円が必要です。)

会員1名につき ￥3.000

個人登録 ￥3.000

注意：(一社) 日本身体障がい者水泳連盟に登録する方は申込み締め切り後、5日以降は、特別な事情がない限り受け付けないとの事ですので注意して下さい。

5) 日本知的障害者水泳連盟に登録する方

別紙要項を見て、中部障がい者水泳連盟に入金して下さい。

賛助金書類に記入の上、当連盟に入金して下さい。

注意：必ず中部連盟にも登録をして下さい。まだ知的連盟に登録してない方は、中部連盟が手続きしますので申し出て下さい。

5. 登録の手続き (事務局に返送する書類)

1) 団体・個人登録申込書

2) 団体・登録一覧表 (身体用・知的用)

3) 登録料 登録人数分

4) (一社) 日本身体障がい者水泳連盟にする登録用紙

5) 登録料 登録人数分

6) 日本知的障害者水泳連盟にする登録用紙 (個人用 ・ 団体用)

7) 登録料 登録人数分

6) 登録期限 平成28年4月12日(火)

注意：団体登録の期限は上記としますが、追加登録は年度途中でも受け付けます。中部・日本身体・日本知的連盟のすべての登録料は中部連盟に納めて下さい。

6. 団体登録名簿の記入について

1) 団体名略称について

略称については大会のプログラム記載と、団体名の通知に使用します。

略名称の文字数は6文字以内

- 2) 年度途中の追加登録については随時受け付けますが、必ず代表者を通じて同様の手続きをお願いします。
- 3) 登録用紙の不足分や追加登録については用紙を複写して下さい。
- 4) 様式が同様のもの限り、各団体で作成されたものでも受け付けます。
- 5) 障害区分について、大会などでメディカルを受けて確定している方は必ず記入の事
メディカルを受けてない方、初めて方は空欄のまま提出して下さい。
- 6) 日本身体は、途中登録は出来ませんので、登録したい方は必ず登録をしてください。
- 7) 日本知的は、大会時に登録できます。